

【件名】 欧州域外からフランスへの入国に関する検疫措置強化（1月18日以降）

1月15日付領事メールで、14日のカステックス首相ほか関係閣僚の記者会見の内容及び18日よりEU域外からのフランス入国に関して新たな措置が導入される旨お伝えしましたが、今般16日付で関連のデクレ（政令）により18日から欧州（※）域外からのフランスへの入国者に対して強化される検疫措置の具体的内容が公表されましたので、お知らせいたします。

日本からフランスへの渡航については、18日到着分より以下の措置が発生するところ、ご注意ください。なお、渡航に際しては、ご利用の航空会社・代理店や在日フランス大使館に対して最新情報を確認するようお勧めいたします。

（※）EU加盟国、アンドラ、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコ、ノルウェー、サンマリノ、バチカン、スイス

1 フライト72時間前以内のPCR検査陰性証明書の提示

欧州域外からフランスに入国する11歳以上の渡航者は、利用フライトの72時間前以内に受けたPCR検査の陰性証明書を搭乗時に提示する必要があります。

2 自主隔離等に関する誓約

公表されたデクレによれば、航空機搭乗時に誓約書の提出が求められ、（1）新型コロナウイルス感染の症状がないこと、（2）過去14日間に感染者との接触がないこと、（3）フランスに到着後7日間の自主隔離を行い、7日目にPCR検査を受検することを誓約することとなります。

なお、この領事メール発出時点において、仏政府による誓約書のひな型の公表は確認できていません。必要に応じてご利用の航空会社・代理店や在日フランス大使館に対して確認することをお勧めいたします。

3 海路によるフランスへの入国についても同様の措置が適用されます。

4 現在、フランス全土において18時から翌6時までの夜間外出禁止が実施されています。詳細は、以下の在フランス日本国大使館ホームページをご覧ください。

在日フランス大使館サイト：

<https://jp.ambafrance.org/article16328>

フランス政府デクレ（2020年1月15日付2021-31号）：

<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000042993250>

在フランス日本国大使館サイト（夜間外出禁止関連）：

https://www.fr.emb-japan.go.jp/itpr_ja/couvrefeu.html

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号：０３－８８５２－８５００

（フランス国外からは（＋３３）３－８８５２－８５００）

メール： consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp （領事班専用）

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

（変更） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

（停止） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、移転した方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>